

○豊山町臨空第2公園整備検討会議設置要綱

令和5年9月29日

告示第46号

(目的及び設置)

第1条 地域の防災能力向上のための避難所を整備するとともに、新たな賑わいの創出のため青山字金剛地内で整備を予定している臨空第2公園の整備計画を検討することを目的として、豊山町臨空第2公園整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査、研究、調整及び協議をする。

- (1) 臨空第2公園の整備計画に関すること。
- (2) その他検討会議の目的に関すること。

(委員)

第3条 検討会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 町の区域に住所を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の所掌事務が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第5条 委員への謝礼は、豊山町審議会等の基本的取扱いに関する要綱（令和4年豊山町訓令第1号）の規定による。

(会長)

第6条 検討会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

(会議)

第7条 検討会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開催することができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会議は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、産業建設部防災拠点推進室において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討会議に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。